
資料3 3 家庭動物等及び展示動物の飼養及び保管に関する基準 (骨子案)

1 案の検討に当たっての基本的考え方

法改正の趣旨等を踏まえ、飼主責任の徹底等を図るため、所要の改正を行う。

2 案の主なポイント

主な改正ポイントは、次のとおりである。

- ・ 学校等における飼養及び保管に当たっての配慮事項等の充実
- ・ 動物の鳴き声等による迷惑防止の徹底
- ・ 特定動物、危険な犬等による危害の発生防止の徹底
- ・ 傷病のみだりな放置、みだりな殴打又は酷使等の行為の制限
- ・ 「感染症」等の用語に係る表現の適正化等

3 案の骨子

別紙のとおり

家庭動物等の飼養及び保管に関する基準の改定の骨子案

現 行 の 基 準	追 加 ・ 変 更 事 項
<p>第1 一般原則 (省略)</p> <p>第2 定義 (省略)</p> <p>第3 飼養及び保管に当たっての配慮 (省略)</p> <p>第4 共通基準</p> <p>1 所有の明示 (省略)</p> <p>2 健康及び安全の保持</p> <p>所有者等は、次の事項に留意し、家庭動物等に 必要な運動、休息及び睡眠を確保し、並びにその 健全な成長及び本来の習性の発現を図るように 努めること。</p> <p>家庭動物等の種類、発育状況等に応じて適正に 飼料及び水を給与すること。</p> <p>疾病及びけがの予防等の家庭動物等の日常の 健康管理に努めるとともに、疾病にかかり、又は 負傷した家庭動物等については、原則として獣医 師により速やかに適切な措置が講ぜられるよう にすること。</p> <p>所有者等は、適正な飼養及び保管に必要なとき は、家庭動物等の種類、習性及び生理を考慮した 飼養及び保管のための施設(以下「飼養施設」と いう。)を設けること。飼養施設の設置に当たっ ては、適切な日照、通風等の確保を図り、施設内 における適切な温度や湿度の維持等適切な飼養</p>	<p>傷病のみだりな放置が、動物虐待を招きかねない ことについての自覚の必要性を追加。</p> <p>家庭動物の訓練等における、みだりに殴打又は酷 使すること等の過酷な行為の制限を追加。</p>

<p>環境を確保するとともに、適切な衛生状態の維持に配慮すること。</p> <p>3 生活環境の保全 (省略)</p> <p>4 適正な飼養数 (省略)</p> <p>5 繁殖制限 (省略)</p> <p>6 動物の輸送 (省略)</p> <p>7 動物に起因する感染性の疾病に係る知識の修得等 所有者等は、その所有し、又は占有する家庭動物等に起因する感染性の疾病について、動物販売業者が提供する情報その他の情報をもとに、獣医師等十分な知識を有する者の指導を得ることなどにより、正しい知識を持ち、その飼養及び保管に当たっては、感染の可能性に留意し、適度な接触にとどめるなど、自らの感染のみならず、他の者への感染の防止にも努めること。 家庭動物等に接触し、又は家庭動物等の排泄物を処理したときは、手指等の洗浄を十分行い、必要に応じ消毒を行うこと。</p> <p>8 逸走防止等 (省略)</p> <p>9 危害防止 所有者等は、人に危害を加えるおそれのある家庭動物等と認められる動物を飼養及び保管する場合には、次の事項に留意し、逸走の防止等、人身事故の防止に万全を期すこと。 飼養施設は、動物が脱出できない構造とすること。 飼養施設は、飼養に当たる者が、危険を伴</p>	<p>「動物に起因する感染性の疾病」を「人と動物の共通感染症」に改め。</p> <p>「人に危害を加えるおそれのある動物」の明確化。 (例：特定動物その他動物の大きさや闘争本能等によって危害を加えるおそれが認められる動物)</p>
--	---

うことなく作業ができる構造とすること。

所有者等は、人に危害を加えるおそれのある動物の逸走時の措置についてあらかじめ対策を講じ、逸走時の事故の防止に努めること。

所有者等は、飼養施設を常時点検し、必要な補修を行うとともに、施設の確認をするなど逸走の防止のための管理に万全を期すこと。

捕獲等のための機材を常備し、当該機材については常に使用可能な状態で整備しておくこと。

所有者等は、人に危害を加えるおそれのある家庭動物等が飼養施設から逸走した場合には、速やかに関係機関への通報を行うとともに、近隣の住民に周知し、逸走した動物の捕獲等を行い、家庭動物等による事故の防止のため必要な措置を講ずること。

10 緊急時対策 (省略)

第5 犬の飼養及び保管に関する基準

1 犬の所有者等は、さく等で囲まれた自己の所有地、屋内その他の人の生命、身体及び財産に危害を加え、並びに人に迷惑を及ぼすことのない場所において飼養及び保管する場合を除き、犬の放し飼いを行わないこと。

2 犬の所有者等は、犬をけい留する場合には、けい留されている犬の行動範囲が道路又は通路に接しないように留意すること。

3 犬の所有者等は、適当な時期に、飼養目的等に応じ、人の生命、身体及び財産に危害を加え、並びに人に迷惑を及ぼすことのないよう、適正な方法でしつけを行うとともに、特に所有者等の制止に従うよう訓練に努めること。

4 犬の所有者等は、犬を道路等屋外で運動さ

犬を野外で運動等をさせる場合における糞尿の適切な処理を追加。

犬を野外で飼育する場合における、その鳴き声による騒音の防止を追加。

危険な犬を飼養等する場合の配慮事項を追加。
(例：人の多い場所や時刻を避けた運動の実施、野外で運動等をさせる場合における口輪の装着等)

せる場合には、次の事項を遵守するよう努めること。

犬を制御できる者が原則として引き運動により行うこと。犬の突発的な行動に対応できるように引綱の点検及び調節等に配慮すること。運動場所、時刻等に十分配慮すること。

5 犬の所有者は、やむを得ず犬を継続して飼養することができなくなった場合には、適正に飼養することのできる者に当該犬を譲渡するように努め、新たな飼養者を見い出すことができない場合に限り、都道府県等（動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第18条第1項に規定する都道府県等をいう。以下同じ。）に引取りを求めること。

6 犬の所有者は、子犬の譲渡に当たっては、特別の場合を除き、離乳前に譲渡しないように努めるとともに、その社会化が十分に図られた後に譲渡するよう努めること。また、譲渡を受ける者に対し、社会化に関する情報を提供するよう努めること。

第6 ねこの飼養及び保管に関する基準

1 ねこの所有者等は、周辺環境に応じた適切な飼養及び保管を行うことにより人に迷惑を及ぼすことのないよう努めること。

2 ねこの所有者等は、疾病の感染防止、不慮の事故防止等ねこの健康と安全の保持の観点から、屋内飼養に努めるものとし、屋内飼養以外の方法により飼養する場合にあっては、屋外での疾病の感染、不慮の事故防止等ねこの健康と安全の保持に十分な配慮を行うこと。

3 ねこの所有者は、繁殖制限に係る共通基準によるほか、屋内飼養によらない場合にあっては、原則として、去勢手術、不妊去勢手術等繁

迷惑の防止等の周辺環境の保全の観点からのねこの屋内飼養の推進を追加。

<p>殖制限の措置を講じること。</p> <p>4 ねこの所有者は、やむを得ずねこを継続して飼養することができなくなった場合には、適正に飼養することのできる者に当該ねこを譲渡するように努め、新たな飼養者を見いだすことができない場合に限り、都道府県等に引き取りを求めること。</p> <p>5 ねこの所有者は、子ねこの譲渡に当たっては、特別の場合を除き、離乳前に譲渡しないよう努めるとともに、その社会化が十分に図られた後に譲渡するよう努めること。また譲渡を受ける者に対し、社会化に関する情報を提供するよう努めること。</p> <p>第7 学校、福祉施設等における飼養及び保管</p> <p>1 管理者は、動物の飼養及び保管が、獣医師等十分な知識と飼養経験を有する者の指導の下に行われるよう努め、本基準の各項に基づく適切な動物の飼養及び保管並びに動物による事故の防止に努めること。</p> <p>2 管理者は、飼養及び保管する動物に対して飼養に当たる者以外の者からみだりに食物等を与えられ、又は動物が傷つけられ、若しくは苦しめられることがないように、その予防のための措置を講じるよう努めること。</p> <p>第8 その他 (省略)</p> <p>第9 準用 (省略)</p>	<p>管理者は、その飼養する動物について、学校、福祉施設等の利用者がその適切な飼養及び保管について正しい理解を得られるよう努めることを追加。</p> <p>目的、施設の整備状況、飼養能力等を踏まえた、適切な動物の種類を選定を追加。</p> <p>異種又は複数の動物を一緒に飼養する場合における、組合せを考慮した収容を追加。</p>
--	---

展示動物の飼養及び保管に関する基準の改定の骨子案

現 行 の 基 準	追 加 ・ 変 更 事 項
<p>第1 一般原則 (省略)</p> <p>第2 定義 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)動物 哺乳類、鳥類又は爬虫類に属する動物をいう。</p> <p>(2)展示 飼養及び保管している動物を、不特定の者に見せること又は管理者若しくは飼養保管者以外の者と接触させることをいう。</p> <p>(3)販売 動物の譲渡しを行う事業者が、動物を有償又は無償で譲渡することをいう。</p> <p>(4)展示動物 次に掲げる動物をいう。 ア．動物園、水族館、植物園、公園等における常設又は仮設の施設において飼養及び保管する動物(以下「動物園動物」という。) イ．人とのふれあい、興行又は客よせを目的として飼養及び保管する動物(以下「ふれあい動物」という。) ウ．販売又は販売を目的とした繁殖等を行うために飼養及び保管する動物(畜産農業に係るもの及び試験研究用又は生物学的製剤の製造の用に供するためのものを除く。以下「販売動物」という。) エ．商業的な撮影に使用し、又は提供するために飼養及び保管する動物(以下「撮影動物」という。)</p> <p>(5)施設 動物を飼養及び保管するための施設を</p>	<p>「販売動物」に、事業活動に伴って動物を無償で譲渡する場合が含まれることを明確化。</p>

いう。

(6) 管理者 展示動物又は施設を管理する者(販売動物の販売を仲介する者を含む。)をいう。

(7) 飼養保管者 展示動物の飼養及び保管の作業に従事する者をいう。

第3 共通基準

1 動物の健康及び安全の保持

(1) 飼養及び保管の方法

管理者及び飼養保管者は、その飼養及び保管に当たっては、次に掲げる事項に留意しつつ、展示動物に必要な運動、休息及び睡眠を確保するとともに、健全に成長し、かつ、本来の習性が発現できるように努めること。

ア . 展示動物の種類、数、発育状況及び健康状態に応じて適正に給餌及び給水を行うこと。

また、展示動物の飼養及び保管の環境の向上を図るため、種類、習性等に応じ、給餌及び給水方法を工夫すること。

イ . 動物の疾病及び負傷の予防等日常の健康管理に努めるとともに、疾病にかかり、若しくは負傷し、又は死亡した動物に対しては、その原因究明を含めて、獣医師による適切な措置が講じられるようにすること。

ウ . 捕獲後間もない動物、他の施設から譲り受けた、若しくは借り受けた動物を施設内に搬入するに当たっては、当該動物が健康であることを確認するまでの間、他の動物との接触若しくは展示又は販売若しくは貸出しをしないようにするとともに、飼養環境への順化順応を図るために必要な措置を講ずること。

エ . 群れ等を形成する動物については、その

傷病のみだりな放置が、動物の虐待を招きかねないことについての自覚の必要性を追加。

<p>規模、年齢構成、性比等を考慮し、できるだけ複数で飼養及び保管すること。</p> <p>オ．異種又は複数の展示動物を同一施設内で飼養及び保管する場合には、展示動物の組合せを考慮した収容を行うこと。</p> <p>カ．幼齢時に社会化が必要な動物については、一定期間内、親子等を共に飼養すること。</p> <p>キ．疾病にかかり、若しくは負傷した動物、妊娠中若しくは幼齢な動物を育成中の動物又は高齢な動物については、隔離又は治療する等の必要な措置を講ずるとともに、適切な給餌及び給水を行い、並びに休息を与えること。</p> <p>(2) 施設の構造等 (省略)</p> <p>(3) 飼養保管者の教育訓練等 (省略)</p> <p>2 生活環境の保全 (省略)</p> <p>3 危害等の防止</p> <p>(1) 施設の構造並びに飼養及び保管の方法 (省略)</p> <p>(2) 有毒動物の飼養及び保管 (省略)</p> <p>(3) 逸走時対策</p> <p>ア．管理者及び飼養保管者は、人に危害を加える等のおそれのある展示動物が逸走した場合の措置についてあらかじめ定め、逸走時の人への危害及び環境保全上の問題等の発生防止に努めること。</p> <p>イ．管理者及び飼養保管者は、人に危害を加える等のおそれのある展示動物が逸走した場</p>	<p>「人に危害を加えるおそれのある動物」の明確化。 (例：特定動物その他動物の大きさや闘争本能等によって危害を加えるおそれがあると認められる動物。)</p>
---	---

合には、速やかに観覧者等の避難誘導及び関係機関への通報を行うとともに、逸走した展示動物の捕獲等を行い、展示動物による人への危害及び環境保全上の問題等の発生の防止に努めること。

(4) 緊急事態対策
(省略)

4 動物に起因する感染症の疾病に係る知識の習得等

飼養保管者は、動物に起因する感染症の疾病に関する十分な知識及び情報を習得するように努めること。また、展示動物の飼養及び保管に当たっては、自らの感染のみならず、観覧者への感染を防止するため、感染の可能性に留意しつつ、不適切な方法による接触を防止し、排せつ物等を適切に処理するように努めること。さらに、展示動物に接触し、又は動物の排せつ物等を処理したときは、手指等の洗浄を十分に行い、必要に応じて消毒を行うように努めること。

管理者は、動物に起因する感染症の疾病に関する十分な知識及び情報を習得するように努めること。また、感染性の疾病の発生時に、必要な対策が迅速に行えるよう公衆衛生機関等との連絡体制を整備するように努めること。

5 動物の記録管理の適正化
(省略)

6 輸送時の取扱い
(省略)

7 施設廃止時の取扱い

「動物に起因する感染症の疾病」を「人と動物の共通感染症」に改め。

(省略)

第4 個別基準

1 動物園等における展示

管理者及び飼養保管者は、動物園動物又はふれあい動物を飼養及び保管する動物園等における展示については、次に掲げる事項に留意するように努めること。

(1) 展示方法

動物園動物又はふれあい動物の展示に当たっては、次に掲げる事項に留意しつつ、動物本来の形態、生態及び習性を観覧できるようにすること。

ア . 障害を持つ動物又は治療中の動物を展示する場合は、観覧者に対して展示に至った経緯等に関する十分な説明を行うとともに、残酷な印象を与えないように配慮すること。

イ . 動物園動物又はふれあい動物の飼養及び保管を適切に行う上で必要と認められる場合を除き、本来の形態を損なうような施術、着色等をして展示しないこと。

ウ . 動物に演芸をさせる場合には、演芸及びその訓練は、動物の生態、習性、生理等に配慮し、過酷なものとならないようにすること。

エ . 生きている動物を餌として与える場合は、その必要性について観覧者に対して十分な説明を行うとともに、餌となる動物の苦痛を軽減すること。

オ . 動物園動物又はふれあい動物を展示施設において繁殖させる場合には、その繁殖が支障なく行われるように、適切な出産及び営巣の場所の確保等必要な条件を整えるこ

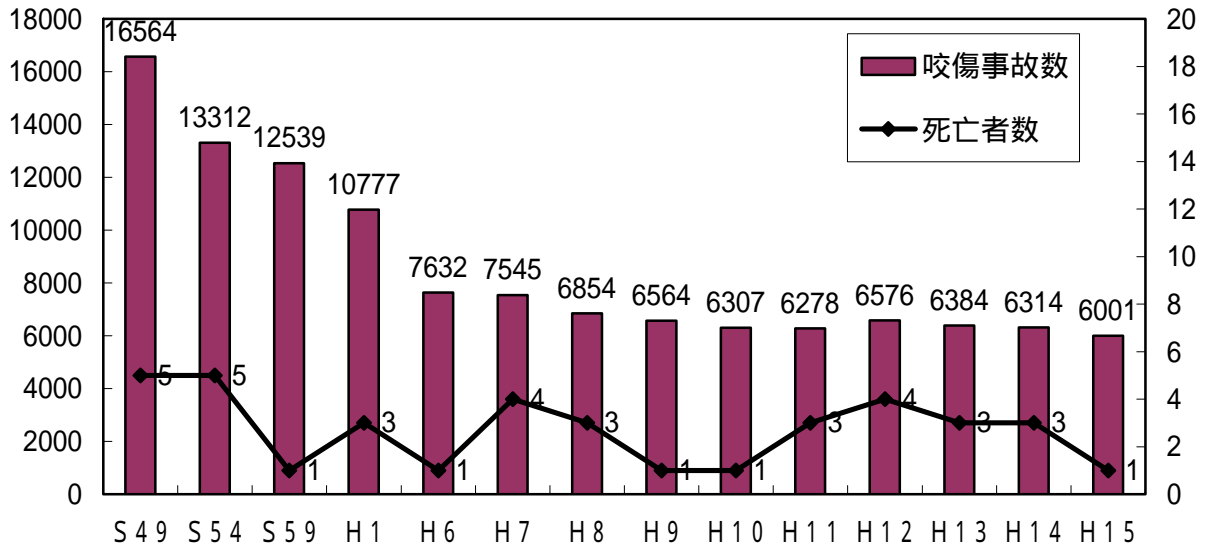
動物の訓練等における、みだりに殴打又は酷使用する等の過酷な行為の制限を追加。

<p>と。</p> <p>カ .動物園等の役割が多様化している現状を踏まえ、動物の生態、習性及び生理並びに生息環境等に関する知見の集積及び情報の提供を行うことにより、観覧者の動物に関する知識及び動物愛護の精神についての関心を深めること。</p> <p>(2) 観覧者に対する指導 (省略)</p> <p>(3) 観覧場所の構造等 (省略)</p> <p>(4) 展示場所の移動 (省略)</p> <p>(5) 展示動物との接触 (省略)</p> <p>2 販売 (省略)</p> <p>3 撮影 (省略)</p> <p>第 5 準用 (省略)</p>	
---	--

参考資料

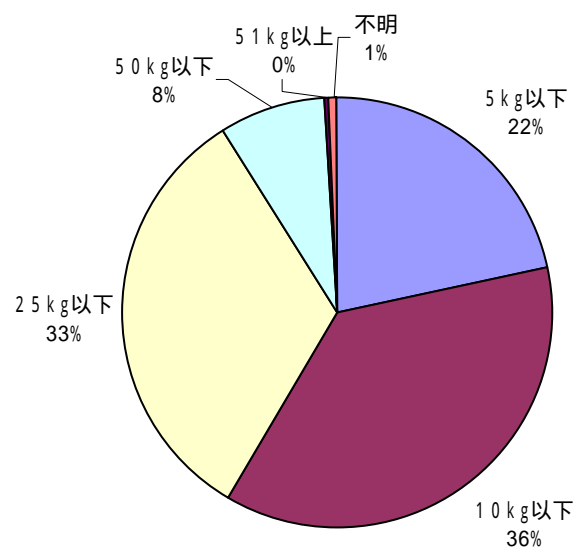
1 危害、迷惑問題

(1) 犬の咬傷事故件数



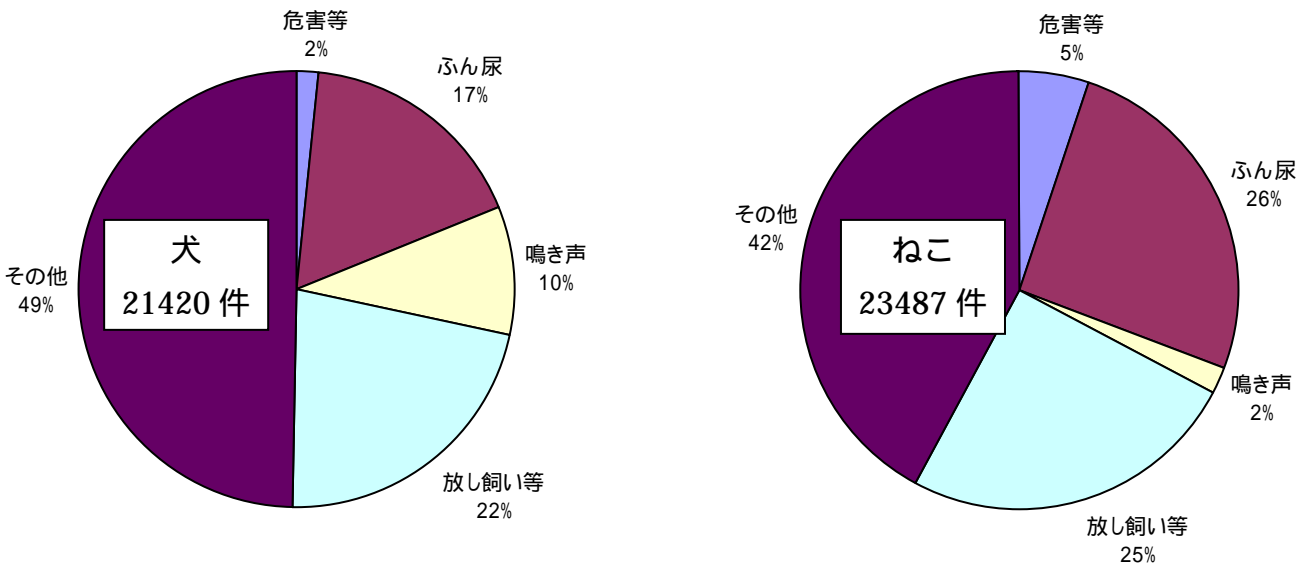
出典：環境省資料

(2) 飼養されている犬の体重



出典：犬ねこ飼育率全国調査、ペットフード工業会、H15

(3) 都道府県等に寄せられた苦情等



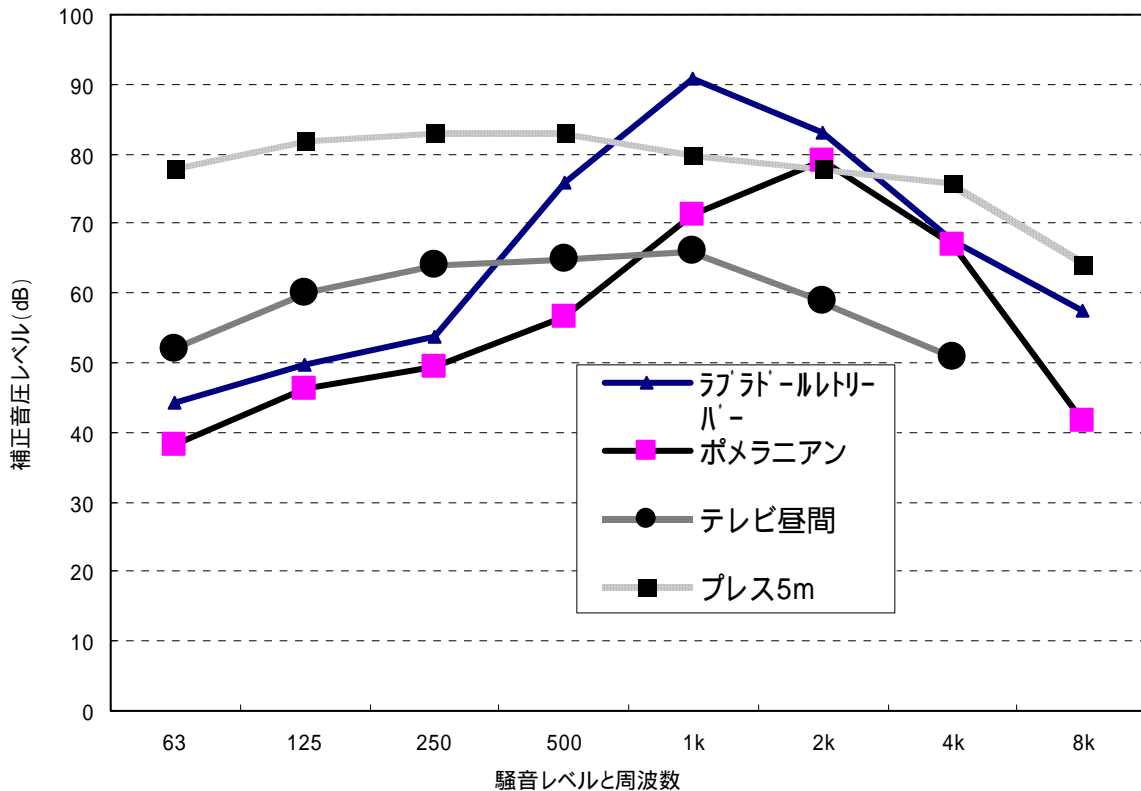
注) 東京都・横浜市・大阪市の平成14年度データの平均。放し飼い等の中には引き取りの相談等を含む。

(4) 犬・ねこ回虫卵による土壌汚染

調査県	調査対象	調査数	陽性数	陽性率	発表者・年
兵庫	公園砂場	227	95	42	宇賀ら、1989
東京	公園砂場	56	29	52	安藤、1991
広島	保・幼・小・公園砂場	129	5	4	桑原ら、1991
名古屋	ふれあい広場土壌	71	16	23	山田ら、1991
兵庫	公園砂場	168	37	22	五十嵐ら、1992
徳島	公園砂場	46	29	63	清水、1993
山形	公園砂場	71	14	20	石森ら、1993
山口	保・幼・小・公園砂場	491	40	8	森重ら、1993
山口	保・幼・小・公園砂場	100	21	21	平田ら、1993
東京周辺	公園砂場	61	40	66	和久ら、1994
兵庫	保・幼・小・公園砂場	104	24	23	木田ら、1994
神奈川	幼・小・公園砂場	25	5	20	金井ら、1994
大阪	公園砂場	100	13	13	藺ら、1994
神奈川	公園砂場	18	15	83	川崎市、1994
新潟	公園砂場	5	4	80	阿部ら、1994
埼玉	保・幼・小・公園砂場	155	73	47	渡邊、1995
沖縄	公園砂場	132	19	14	大城ら、1995
兵庫	幼稚園	22	5	23	宇賀ら、1995
神奈川	海岸	142	3	2	大場ら、1995
神奈川	公園砂場	27	14	52	鈴木ら、1995
北海道	小学校	11	1	9	工藤ら、1996
大阪	公園砂場	40	30	75	阿部ら、1997
兵庫	公園砂場	144	43	30	宇賀ら、1997
全体の平均		2345	575	34%	

出典：宇賀昭二、寄生虫卵による砂場汚染とその対策、日本医事新報 3890、1998

(5) 騒音レベルの比較



2 学校飼育動物

(1) 群馬県における活用事例

群馬県では、動物介在教育の推進や社会環境の変化に応じた飼育形態等の学校飼育動物の課題を解決するため様々な事業を実施している。

動物ふれあい教室事業

群馬県：平成10年より、群馬県獣医師会に委託し、獣医師が児童を対象として動物飼育方法やふれあい方法を指導することや、教員を対象として動物飼育管理の仕方や飼育方法を指導すること、動物なんでも相談、飼育動物の診断と治療、動物飼育と授業での活用実践例をまとめた資料「ふれあい、ふれあい指導案」の作成と配布を実施。

平成15年度

予算： 1,420万円

事業実施(希望)施設： 小学校 223校、幼稚園、保育所 157箇所

派遣獣医師数： 1,774人

動物大好きニコニコプラン

群馬県教育委員会：「学校飼育動物飼育マニュアル・授業等における活動事例」を作成し小学校に配布するとともに、各小学校の教員を対象としたふれあい動物研修会を開催。

わくわく観察実験支援隊「動物飼育ふれあいセミナー」

群馬県総合教育センター：講師を学校に出向させ、教員を対象として学校飼育動物の正しい飼育管理の方法と教室内での小動物飼育方法等について、研修指導を実施。

研修講座の実施

群馬県総合教育センター：平成15年度から、幼稚園や小学校教員を対象として学校飼育動物と生命尊重をテーマとした研修講座を開催。

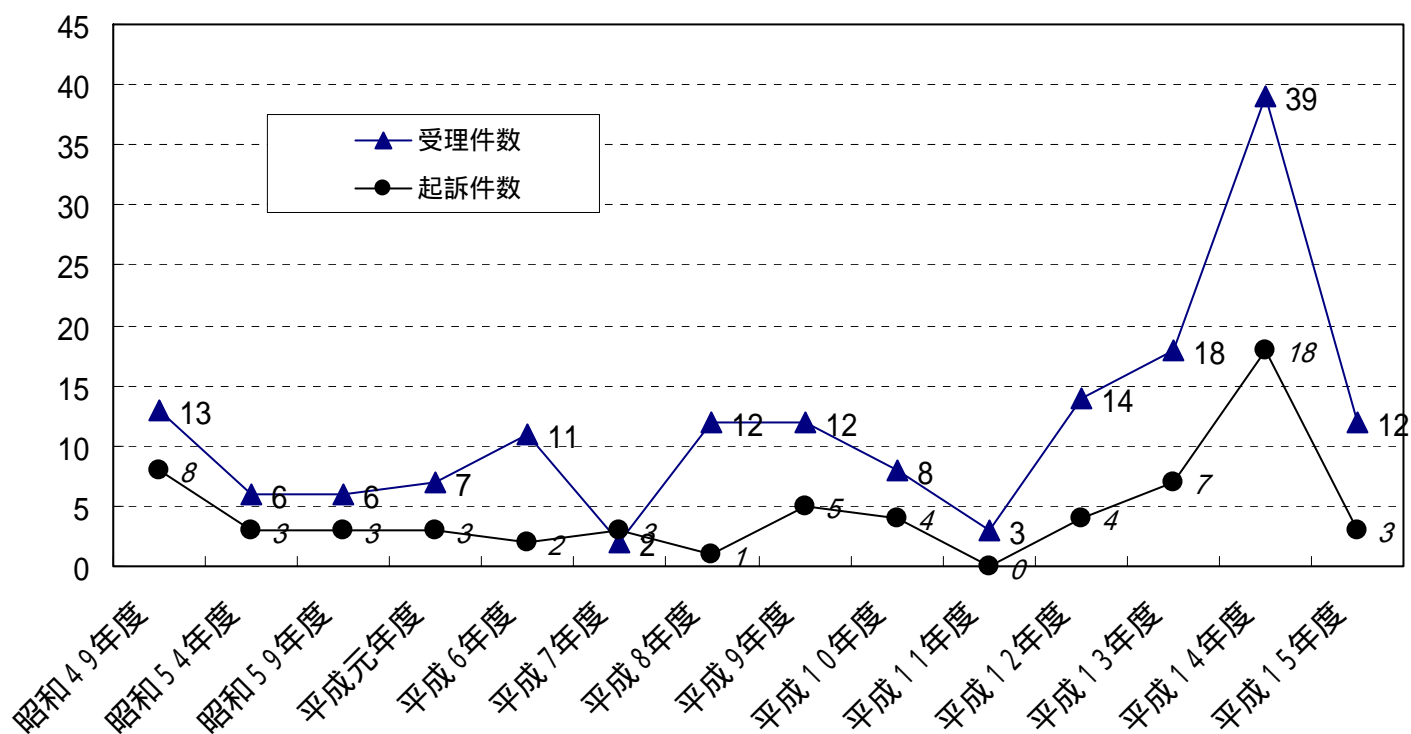
(2) 栃木県茂木町木幡小学校における活用事例

木幡小学校では、学校の近くで飼われている子牛の世話をすることにより、地域の人にかかわることができる子供の育成、体の温かさに触れることにより、自分と同じように命があることに気づくことができる子供の育成を目的として、活動・体験授業を実施し、子供達の生命への気づきの重要性の認識等に成果を上げている。

	活動・体験計画		
	子牛と遊ぼう4時間	仲良しになったね4時間	ひみつ教えてあげる4時間
体験活動内容	<p>子牛と一緒に遊んだり、世話をしながら、様子を観察する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子牛にミルクをやる。 ・子牛をなでたりしてあそぶ。 ・子牛に名前を付けたり、子牛の様子を絵にかいたりする。 	<p>子牛に合った世話の仕方を地域の人に教えてもらう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子牛にミルクを飲ませる。 ・子牛に干し草を食べさせる。 ・子牛と遊ぶ。 ・子牛が住みやすいように牛小屋にわらを敷いてあげる。 ・子牛の世話をしている不思議に思ったことを、地域の人に聞く。 	<p>子牛の世話を続け、育てながら感動したことや発見したことを表現する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仲良しになったことや自分で調べて、友達に自慢できることを見つけて、絵や文、ペープサート劇、人形劇などで表現する。

3 虐待問題

(1) 摘発件数の推移



(2) 諸外国における虐待行為の具体的定義の例

虐待の種類	「虐待」として考えられている行為		
	イギリス 【1988年動物保護(改正)法】	フランス 【フランス刑法(1993年)】	ドイツ 【動物保護法(1993年)】
殺 傷	・殴打する、蹴る、拷問にかける	・みだりな動物殺傷	・脊椎動物の殺害
	・不必要な苦痛を与える方法での輸送	・不必要な動物の虐待	・粗暴な行為による著しい痛み、苦痛を与える(脊椎動物)
	・故意に毒薬、有害物質を与える	・不必要な故意の殺傷	・長期間継続した又は反復した著しい痛み、苦しみを与える(脊椎動物)
	・非人道的な手術	・不必要な重大な虐待、残虐な行為	・著しい痛み、苦しみ、傷害を伴う訓練
			・不必要に、強制的に飼料を食べさせる
			・著しい痛み、苦しみ、傷害を惹起する飼料を与える
			・麻酔無し又は痛みを回避せずに殺害(脊椎動物)
			・麻酔等により意識を低下させない状態でと殺する(温血動物・特別な事情がある場合を除く)
			・麻酔なしに痛みを伴う手術をする(脊椎動物)
遺棄・ネグレクト	・不作為により不必要な苦しみを与える	・不熟練、軽率、不注意、怠惰等により動物を死亡又は負傷させる	・人の保護下にある動物を遺棄又は置き去る
	・不必要な苦痛を起こす状況、方法でつなく(ウマ、ロバ、ラバ)		・飼育されている野生生物を遺棄する
使 役	・酷使する、乗りつぶす、重労働させる		・健康状態の故に耐えられないか、その能力を超えている労働の要求
			・著しい痛み、苦しみ、傷害を伴う撮影、ショー出演
精神的な苦痛	・冷遇する、怒らせる、恐怖を与える		
闘 争	・闘争させる、けしかけて動物を襲わせる		・他の動物を使った厳しい調教、試験
			・不必要に他の動物をけしかける
その他			・耐えられない痛み又は苦しみを伴う傷害動物等を、安楽死以外の目的で売却又は購入
			・スポーツ競技会等においてドーピング薬を用いる

参考 家庭動物等及び展示動物の飼養及び保管に関する基準の改定について（前回資料の抜粋）

1 概要

動物の健康及び安全の保持、動物による人の生命等に対する危害や迷惑の防止等といった飼主責任の徹底に関する行政指導等を行うに当たっての基準として、環境大臣は、動物の飼養及び保管に関しよるべき基準を定めることができるとされているところ。

改定が必要となる事項

家庭動物等の飼養及び保管に関する基準（告示）

飼主責任等に係る家庭動物等の飼養保管に当たってのよるべき基準としての同基準の改定（現行法第5条第4項）

展示動物の飼養及び保管に関する基準（告示）

飼主責任等に係る展示動物等の飼養保管に当たってのよるべき基準としての同基準の改定（現行法第5条第4項）

現行法参照条文（抜粋）

（動物の所有者又は占有者の責務等）

第五条 動物の所有者又は占有者は、命あるものである動物の所有者又は占有者としての責任を十分に自覚して、その動物を適正に飼養し、又は保管することにより、動物の健康及び安全を保持するように努めるとともに、動物が人の生命、身体若しくは財産に害を加え、又は人に迷惑を及ぼすことのないように努めなければならない。

2 動物の所有者又は占有者は、その所有し、又は占有する動物に起因する感染性の疾病について正しい知識を持つように努めなければならない。

3 動物の所有者は、その所有する動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置を講ずるように努めなければならない。

4 環境大臣は、関係行政機関の長と協議して、動物の飼養及び保管に関しよるべき基準を定めることができる。

2 策定状況等

家庭動物等の飼養及び保管に関する基準：

平成14年5月に策定。なお、同基準の前身は、昭和50年7月に策定された「犬及びねこの飼養及び保管に関する基準」。

展示動物の飼養及び保管に関する基準：

平成16年4月に改定。当初の基準の策定は、昭和51年2月。